
定 款

第1章 総 則

(商 号)

- 第1条 当社は、ポールトゥウィンホールディングス株式会社と称し、英文では、Pole To Win Holdings, Inc. と表示する。

(目 的)

- 第2条 当社は、次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理及びこれに附帯又は関連する業務を行うことを目的とする。
1. ゲーム機器用ソフトウェア、情報処理機器等のデバッグ、検査及びコンサルティング業務
 2. ゲーム機器用ソフトウェアの製造及び販売
 3. インターネットの企業用・個人用ホームページの作成及び更新並びに監視業務
 4. 情報機器、システムを媒介とする業務代行サービス
 5. 電子計算機、通信機などの情報処理機器の保守及び点検サービス
 6. コンピュータによるデータ処理に関する運営管理業務
 7. パーソナルコンピュータの組立及び設置業務
 8. 工業所有権、著作権等の知的所有権譲渡及び貸与並びに管理
 9. 労働者派遣業務及び有料職業紹介業
 10. コンピュータによるデータ処理に関する調査、研究、教育及びコンサルティング
 11. コンピュータ用ソフトウェアの開発設計及び製造販売
 12. コールセンター業務の受託
 13. 出版事業及びコンテンツに対する投資事業
 14. 動画、映像等のコンテンツ制作に関する教育事業の運営
 15. 経営、政治、経済、文化等に関する調査、コンサルティング事業
 16. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

- 第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機 関)

- 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会
 2. 監査等委員会
 3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、1億1,200万株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当会社の株主名簿、新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、その他株式及び新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(自己の株式の取得)

第11条 当会社は、取締役会の決議によって会社法第165条第2項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(基準日)

第12条 当社は、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。

- 2 本定款に定めるほか、必要がある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に欠員又は事故がある場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、15名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役相談役、取締役名誉会長、取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長各1名及び専務取締役並びに常務取締役若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に欠員又は事故がある場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意がある場合は、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をした場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

- 2 前条第2項の議事録は、法令で定めるところによって書面又は電磁的記録をもって作成する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益

は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定に従い、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意がある場合は、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

(監査等委員会の権限)

第33条 監査等委員会は、法令又は本定款に定めがある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

(監査等委員会の決議方法)

第34条 監査等委員の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(常勤の監査等委員)

第35条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の議事録)

第36条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会の招集者)

第 37 条 監査等委員会は各監査等委員がこれを招集する。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 38 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任 期)

第 39 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかった場合は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 40 条 会計監査人の報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 41 条 当会社の事業年度は、毎年 2 月 1 日から翌年 1 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当)

第 42 条 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年 1 月 31 日とする。

2 当会社は、取締役会の決議によって、7 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第 43 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払いの配当金には利息をつけない。

附 則

(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)

第 1 条 第 7 回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約につい

ては、なお従前の例による。

以上は当会社の定款に相違ありません。

2023年4月28日

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

ポールトゥウィンホールディングス株式会社

代表取締役社長 橘 鉄平